

教育改革推進会議および県議会（教育警察常任委員会）からの意見への対応（案）

（１）教育改革推進会議の意見への対応

No	施策名等	意見	対応
1	全体	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、時間外労働の規制が明確になったことに伴って修正等をすべき部分はあるか。	施策「学校における働き方改革の推進」において、特別措置法の改正により求められることとなった時間外労働の上限を定める規則等の制定及びその実現のための業務の削減や簡素化・効率化に係る記述を整理しました。あわせて、「教育を取り巻く社会情勢の変化」（11 教職員を取り巻く環境）の記述を整理しました。
2	全体	人生 100 年時代を生きる子どもたちの未来の礎となる力として、生涯にわたって学び続けることのできる力を身につけていくことが必要ではないか。	「三重の教育における基本方針」において、人生 100 年時代における一人ひとりの豊かな人生の実現に向け、人生の様々な状況に応じていつでも学び、自らの可能性を広げ、活躍し続けていくために、教育の重要性はますます高まっていることを記述しています。 また、基本施策１『子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」』を設け、その中で、これからの新たな時代を生きていく子どもたちに必要となる力の基礎となる力を一人ひとりの子どもたちに育てていくこととしています。
3	第 1 章 三重の教育 における基 本方針	「社会で自らの役割を果たしていくことができるよう」という表現では、「大人としての社会における役割を果たしていくため」の力を育成していくというように見えてしまうのではないか。	次期「三重県教育施策大綱」の修正にあわせ、『また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、 <u>社会を生き抜いていくことができるよう、人と人の関係を大切にしながら</u> 様々な課題を解決していく力を育成していきます。』と修正しました。
4	第 1 章 三重の教育 における基 本方針	「自らの能力・可能性を最大限に伸ばす」という表現では、「常に最大限がんばっていなければならない」というプレッシャーを子どもたちに過度に与えてしまうことにならないか。	次期「三重県教育施策大綱」の修正にあわせ、「一人ひとりを大切にして取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、誰もが取り残されることなく <u>質の高い教育を受け、自らの能力・可能性を伸ばすことで、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れることのない公平公正で最適な学びの環境を整えます。</u> 」と修正しました。

No	施策名等	意見	対応
5	1-(1) 学力の育成	学力の育成に係る指標について、全国学調の結果のみでなく、子どもの意欲や授業への関心といった子どもの学びに向かう部分に関する指標も設けるべきではないか。	施策「学力の育成」に係る新たな指標として「勉強をすることが好きな子どもたちの割合」を設けました。
6	1-(2) 外国人児童生徒教育の推進	不就学の外国人の子どもに対しては一定のケアを行っていくことが必要であるが、こうした不就学へのケアについて記述すべきではないか。	外国人の子ども不就学については、その保護者の就学に対する考え方によるところがありますが、こうした子どもたちの学ぶ機会を保障していくため、各市町教育委員会において、関係部署等からの情報を基に家庭訪問等をとって実態把握を行うとともに、就学に向け必要な支援を実施しています。また、県教育委員会においては、定期的な調査を通じた就学状況の把握や各市町における各市町への支援を行っています。 こうしたなか、施策「外国人児童生徒教育の推進」においては、上記の取組や不就学を生まないことを目指している県の姿勢をお示しするため、取組名を「就学の促進」(主な取組1)とし、その中で取組内容を整理していますが、ご意見をふまえ、よりわかりやすいものとなるよう、取組内容について修正しました。
7	1-(3) 幼児教育の推進	現状と課題 について、「学びに向かう力」、「非認知能力」などさまざまな言葉があるが、本ビジョンにおいて「非認知能力」という言葉を用いているのはなぜか。 また、同じく に「幼児教育・保育の無償化」が記述されているが、あわせて2018年4月から施行された「新教育要領」についても記述すべきではないか。	教育ビジョンでは、幼児教育に関する学術研究の成果等を基に、また、県民の皆さんからわかりやすい表現とするため、「自分の気持ちを言う、相手の意見を聞く、物事に挑戦するなど、自己主張・自己抑制・協調性・好奇心等の力」をあらわすものとして「非認知能力」という言葉を用いることとしています。 また、「新教育要領」の記述について、「幼稚園教育要領等の改訂や、」の記述を追加しました。
8	1-(3) 幼児教育の推進	主な取組3について、「実践研究園」のあとに「と小学校」を入れ、幼稚園と小学校両方に取組を紹介していくといった記述にした方がよいのではないか。	「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した取組を県内の幼稚園等や <u>小学校</u> に紹介するなど、実践事例の普及に努めます。」に修正しました。

No	施策名等	意見	対応
9	1-(3) 幼児教育の 推進	主な取組3について、「相互に保育・授業を参観するなどの交流」だけでなく、接続期プログラムの検討といった取組も必要ではないか。	本県では、接続期プログラムとして「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を作成しています。この「手引き」については、記載内容や実践事例を一定期間ごとに整理・追加するなど、継続的な検討・見直しを実施していくこととしています。
10	1-(3) 幼児教育の 推進	核家族化が進んでいる中で、地域から孤立している母親にとっては幼稚園が唯一の社会と関わる場所であると考えます。こうしたことから、こうした母親が社会に溶け込んでいけるよう、それに向けた取組を記述すべきではないか。	地域から孤立して幼児教育をしている保護者への対応が必要と考えています。 こうしたことから、保護者が幼稚園等での生活を体験し、普段の子育ての悩みを話し合ったり意見交換をしたりする「保育参加」の保護者同士の交流や地域の人々と触れ合う機会を設けるなど、家庭・地域の連携の推進に取り組んでおり、こうした取組を整理して主な取組4に記述しているところです。
11	1-(4) 人権教育の 推進	主な取組1で、個別的に記載されている人権問題と「さまざまな人権に係わる問題」として整理されている人権問題について、同じ人権問題で軽重があるように受け止められはしないか。記述を工夫すべきではないか。	三重県人権教育基本方針で示しているそれぞれの人権問題について並列的に記述するとともに、よりわかりやすい内容となるよう記述を整理しました。
12	1-(7) 体力の向上 と学校スポーツの推進	教職員の働き方に係る法整備がなされ、今後、適切に対応していかなければならない中、対症療法的な手法ではなく、「公教育の受け持つ範囲や部活動そのもののありかた」について根本的に議論していくことが必要ではないか。	主な取組 ¹ に「学校における運動部、文化部活動のあり方について関係者と検討します。」の記述を追加しました。
13	1-(8) 健康教育・ 食育の推進	妊娠・出産、生命の大切さへの理解に関しては親でも教えることができるが、「性」に関しては、インターネットやSNSを通じた情報への接触があるなかで、家庭だけでは十分な教育ができないことから、学校教育においてもしっかりと取り組んでほしい。	インターネットやSNS上の誤った情報に惑わされることなく、子どもたちが正しい知識をもとに行動できるよう、学習指導要領に基づき、学校教育の中で発達段階に応じた指導を行っていきます。

No	施策名等	意見	対応
14	2-(4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成	プログラミング教育が進むことで論理的に思考する力の育成が進む、創造的に考える力も大切であるので、創造的思考力の育成についても記述すべきではないか。	これからの変化の激しい時代にあって、先端技術を手段として使いこなしながら人間ならではの考え方で課題等の解決を目指し新たな価値を創り出していける力を子どもたちに育んでいくことが大切であると考えています。 こうしたことから、次期教育ビジョンにおいては、新たな施策として「知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成」を設け、その中で、探究的な学びや STEAM 教育、プログラミング教育など、子どもの「新たな価値を創造できる資質・能力」の育成をめざした各取組を進めていくこととしています。
15	4-(5) 学びのセーフティネット・学びの継続	指標「高等学校における中途退学率」については、現行教育ビジョンでも目標値を設定し取組を進めた結果、目標値をクリアするとともに全国と比べても低い状況になっている。また、次期ビジョンではさらに低い数値を目標に設定し取組を進めていくこととしているが、こうした状況についても記述した方が県民の皆さんによりわかりやすいものになるのではないか。	現状と課題 に「本県の高等学校(全日制)における中途退学率は 0.66%(平成 30(2018)年)であり全国平均(0.8%)を下回っているものの、さまざまな事情から中途退学に至る生徒が一定数います。」の記述を追加しました。
16	5-(1) 地域とともにある学校づくり	地域とともにある学校づくりコーディネーターについて、地域からどのような人を選んだらよいのか、コーディネーター確保に悩んでいる学校もあることから、こうしたことについても記述してはどうか。	コーディネーターについては、市町等教育委員会および各学校が、地域の特性に応じてコーディネーターの委嘱を行っているところです。 教育ビジョンは県教育の方向性を示すものであることから、地域における「コーディネーターの確保と養成」を進めるという記述としています。 いただきましたご意見をふまえ、コーディネーター養成講座等においてコーディネーター確保の事例紹介を行うようにし、円滑な事業実施につなげていきたいと考えています。

No	施策名等	意見	対応
17	5-(5) 家庭の教育 力の向上	「めざす姿」にあるように、仕事等で 時間のない親・保護者を「社会全 体で支える」ことが必要である。こ うした部分の具体的な手法・取組に ついて示せると、より効果的な施 策実施につながるのではないかと いう。	親同士が気づきを得たり、学んだりできるワー クショップを、時間のない親・保護者もあらた めて集まっていたく必要がないよう就学時 健診などで実施し、保護者の学びを応援する こととしており、こうしたことについて「主な取組 内容」の「保護者と子どもの学びの応援」の1 項目目に記載しています。
18	5-(5) 家庭の教育 力の向上	「4 気運の醸成」について、これを 読むと、「男性は育児にのみ関われ ばよく、子育てには関わらなくてもよ い」と受け取られてしまわないか。 記述内容を工夫すべきである。	「積極的な子育てへの参画を考える場づくり を促進します。」と修正します。
19	5-(7) 文化財の保 存・活用・継 承	「文化財保存活用地域計画」がど のようなものかわかりにくいと いうため、もう少し説明等を追記す べきではないか。	注釈を追記しました。
20	第3章 教育ビジョン の実現に向 けて	「企業の役割」にある「教育環境」と いう表現について、とらえかたが 様々にあるように感じてわかりにく いのではないかと。	ここでは、働き手における働くことと子育て を両立しやすい職場環境づくりなどの活動 を通じた子どもの教育環境の改善を企業等 に期待される役割のひとつとして記述して います。ご意見をふまえ、よりわかりやす いものとなるように、「教育環境」を「子 どもの教育環境」と修正しました。

(2) 県議会 (教育警察常任委員会) の意見への対応

No	施策名等	意見	対応
1	1 - (1) 学力の育成	学力の育成にあたっては、全国学調におけるＣ層・Ｄ層の子どもたちを引き上げていくことが大切である。Ｃ層・Ｄ層の子どもたちへのアプローチについて記述すべきではないか。	児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな学習・指導方法の充実を通じて、すべての子どもたちの学力の育成を図っていくという考え方がよりわかりやすくお示しできるよう記述内容を修正しました。
2	1 - (1) 学力の育成	「学力の育成」の数値目標について、全国学調だけでなく、子どもたちの意欲や関心を測る指標も加えるべきではないか。	施策「学力の育成」に係る新たな指標として「勉強をすることが好きな子どもたちの割合」を設けました。
3	1 - (7) 体力の向上と学校スポーツの推進	部活動のあり方、地域スポーツとの連携等についてはこれまでも検討されてきたものである。次期教育ビジョンにおいては、これまでの検討もふまえつつも、その計画期間においてしっかり議論・検討を進めていくことがわかるような記述としてほしい。	主な取組 ^{〔1〕} に「学校における運動部、文化部活動のあり方について関係者と検討します。」の記述を追加しました。
4	5 - (3) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	「何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視して授業改善に取り組む」とあるが、「何のために学ぶのか」を子どもたちに伝えることが大切ではないか。教育ビジョン全体においてそうしたことが落とし込まれていることは理解するが、どこかの施策に整理・記述することはできないか。	施策「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」の現状と課題 を「これからの社会を担う子どもたちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動する力を育むことが求められていることから、教職員は、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視するとともに、 <u>学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感できるよう授業改善に取り組むことで、授業力を高めていく必要があります。</u> 」に修正しました。
5	5 - (4) 学校における働き方改革の推進	施策「家庭の教育力の向上」において、男性の育児休業の取得率が低いことや、男性の育児参画について普及啓発を行うことが記載されているが、これに対応する形で、教職員に係る育児参画の促進について施策「学校における働き方改革の推進」において記載すべきではないか。	「学校における働き方改革の推進」のための取組として、男性職員の育児参画を促進するための休暇制度等の周知や、休暇等を取得する職員を支援する職場の環境づくり等を記述（現状と課題 および主な取組 ^{〔3〕} ）しました。